

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
(株) 二大緑化産業	香川県丸亀市中府町1-6-62
フジガード(株)	香川県高松市田村町452-5

2. 指名停止措置期間

平成28年 1月21日 から 平成28年 2月 3日 2週間

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、香川河川国道事務所が発注した「平成27年度 善通寺街路樹維持第2工事」において、街路樹の剪定除草作業にあたり、車線規制を実施していた交通誘導員が、熱中症を発症し搬送された病院で死亡したものである。

本工事において、熱中症予防対策等の安全管理対策が不適切だったと認められる。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号の措置要件に該当し、これを準用する「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当する。

本件については、指名停止2週間とする。

指名停止措置要領別表第1

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上 2ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 入江 正利 (内線2511)

総務部経理調達課長 兼井 政勝 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 高崎 勝行 (内線2512)